

6. 利用者負担について

介護サービス等を利用したときの利用者負担割合

介護(予防)サービス、サービス・活動事業の一部を利用するときの利用者負担割合は、所得に応じて1割～3割です。

利用者負担割合は「介護保険負担割合証」で確認することができます。「介護保険負担割合証」は、初めて要支援・要介護の認定を受けた時、初めて事業対象者となった時に仙台市からお送りします。また、「介護保険負担割合証」の適用期間は1年(8月1日から翌年7月31日まで)となりますので、該当する方には毎年7月中にお送りします。

同じ世帯の被保険者に異動があった場合や、市町村民税の更正が行われた場合などは、期間の途中でも負担割合が変わることがあります。負担割合が変わる場合は、新しい「介護保険負担割合証」をお送りします。

利用者負担割合の判定方法

- 第2号被保険者(40歳～64歳までの公的な医療保険に加入している方)
- 市町村民税非課税の方
- 生活保護を受給している方

1割負担

※生活保護を受給している方は1割の「介護保険負担割合証」をお送りしますが、介護扶助により利用者負担が発生しない場合もあります。

上記以外の方の利用者負担割合の判定方法

第1号被保険者
(65歳以上の被保険者)

本人の合計所得金額が
160万円以上

いいえ

1割負担

はい

いいえ

本人の合計所得金額が
220万円以上

いいえ

はい

同一世帯の第1号被保険者全員の
『課税年金収入額+年金以外の合計所得金額』が
1人の場合 **340万円以上**
2人以上の場合 **463万円以上**

いいえ

はい

3割負担

同一世帯の第1号被保険者全員の
『課税年金収入額+年金以外の合計所得金額』が
1人の場合 **280万円以上**
2人以上の場合 **346万円以上**

はい

2割負担

※2割または3割負担の対象者であっても、高額介護(予防)サービス費(40ページ)の支給対象となる場合がありますので、全員が1割負担の場合と比べて2倍または3倍の負担となるわけではありません。

※判定に用いる「課税年金収入額」および「合計所得金額」は、7ページ欄外と同様です。

在宅サービス等の費用の限度額

要支援・要介護の認定を受けた方や事業対象者の方が介護保険等のサービスを利用する場合、要支援・要介護状態区分等に応じて利用できるサービス費用の限度額が決められています(サービスの種類・内容については16ページ以降)。

利用限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

●在宅サービス等区分(※)の利用限度額

区分に応じて、1か月あたりの利用限度額が単位数で決められています。サービスによって1単位の単価が10円～10.42円の範囲で設定されています。

区 分	サービス利用限度額のみやす(1月あたり)	利用者負担額 (1割負担の場合)
事業対象者 要支援1	5,032単位 (50,400円～ 52,500円程度)	5,040円～ 5,250円程度
要支援2	10,531単位(105,400円～ 109,800円程度)	10,540円～ 10,980円程度
要介護1	16,765単位(167,700円～ 174,700円程度)	16,770円～ 17,470円程度
要介護2	19,705単位(197,100円～ 205,400円程度)	19,710円～ 20,540円程度
要介護3	27,048単位(270,500円～ 281,900円程度)	27,050円～ 28,190円程度
要介護4	30,938単位(309,400円～ 322,400円程度)	30,940円～ 32,240円程度
要介護5	36,217単位(362,200円～ 377,400円程度)	36,220円～ 37,740円程度

(※)在宅サービス等区分とは、在宅サービス、地域密着型サービスおよびサービス・活動事業のサービスのことをいいます。ただし、次にあげるサービスを除きます。

- ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・(介護予防)特定施設入居者生活介護(短期利用以外) ・特定(介護予防)福祉用具購入 ・(介護予防)住宅改修費 ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用以外) ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・住民主体による訪問型生活支援 ・訪問・通所連動型短期集中予防サービス

利用者負担について

●特定(介護予防)福祉用具購入および(介護予防)住宅改修費の利用限度額

区 分	サービスの種類	サービス利用限度額	利用者負担額 (1割負担の場合)
要支援1・2 要介護1～5	特定(介護予防)福祉用具購入	年度額100,000円 (4月～翌年3月の 1年間につき)	年度額10,000円
	(介護予防)住宅改修費	200,000円 (改修を行う 住宅につき)	20,000円

在宅サービス等を利用したときの費用のめやす

サービス費用の計算

介護サービスを利用した場合、サービス費用の1割～3割の利用者負担を自己負担します。さらに、通所介護等サービスや短期入所等サービスを利用した場合は、下記のとおり別途費用がかかります。

訪問介護等サービス

介護サービス費の利用者負担(1割～3割)

通所介護等サービス

介護サービス費の利用者負担(1割～3割) + 日常生活費等 + 食費

短期入所等サービス

介護サービス費の利用者負担(1割～3割) + 日常生活費等 + 食費 + 滞在費(宿泊費)

●費用の内訳 ※事例は全て1か月/30日の場合、各サービスの加算は含めません

例1 **要介護1** **負担割合:1割** (サービス利用限度額(利用者負担額) 16,770円～17,470円程度/1か月)

	月	火	水	木	金	土	日
午前		訪問介護		訪問介護		通所リハビリ	
午後							

- ・訪問介護(身体介護中心・45分)を週に2回(月に8回程度)利用
…1か月あたり約3,200円
- ・通所リハビリテーション(6～7時間)を週に1回(月に4回程度)利用
…1か月あたり約3,000円 + 日常生活費等 + 食費

例2 **要介護2** **負担割合:1割** (サービス利用限度額(利用者負担額) 19,710円～20,540円程度/1か月)

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護		訪問介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護
午後							

- ・訪問介護(生活援助中心・45分)を週に3回(月に12回程度)利用
…1か月あたり約2,800円
- ・通所介護(7～8時間)を週に1回(月に4回程度)利用
…1か月あたり約3,200円 + 日常生活費等 + 食費
- ・短期入所生活介護を1か月に1泊2日利用(ユニット型個室・単独型の施設の場合)
…1か月あたり約1,700円 + 日常生活費等 + 食費 約3,100円 + 滞在費 約4,100円

要支援1・2の方が利用する総合事業の訪問型サービス・通所型サービスの場合は利用料の計算が上記と異なる場合があります。

所得の低い方は短期入所サービスの食費・滞在費等の減免の対象となる場合があります(詳細は39ページ)。

施設サービスを利用したときの費用のめやす

サービス費用の計算

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)に入所した場合、サービス費用の1割～3割の利用者負担のほかに、食費・居住費・日常生活費等がかかります。

$$\text{施設サービス費用の利用者負担(1割～3割)} + \text{食費} + \text{居住費(部屋代や光熱水費)} + \text{日常生活費等}$$

●食費と居住費のめやす (基準費用額)

介護保険施設に入所(短期入所含む)する際の食費と居住費の平均的な額は下表のとおりです。実際に負担する金額は、施設と利用者との契約によって異なります。

居室タイプ	食費(月額)		居住費(月額)
	令和8年7月まで	令和8年8月以降	
ユニット型個室	1,445円	1,545円	2,066円
ユニット型個室的多床室			1,728円
従来型個室(特養等)			1,231円
従来型個室(老健・医療院等)			1,728円
多床室(特養等)			915円
多床室(老健・医療院等) (室料を徴収しない場合)			437円
多床室(老健・医療院) (室料を徴収する場合)			697円

※令和8年8月から食費の基準費用額が変更になります。

●費用の内訳 ※令和8年8月以降のめやすになります。 ※事例は全て1か月/30日の場合、各サービスの加算は含めません。

例1 **要介護5** **負担割合:1割** 特別養護老人ホームに入所・市町村民税課税世帯の方
ユニット型個室を利用した場合
サービス利用料 約29,400円 + 食費 約46,400円 + 居住費 約62,000円 + 日常生活費等

例2 **要介護5** **負担割合:1割** 特別養護老人ホームに入所・市町村民税課税世帯の方
多床室を利用した場合
サービス利用料 約26,900円 + 食費 約46,400円 + 居住費 約27,500円 + 日常生活費等

所得の低い被保険者の方には、減免制度があります

例3 **要介護5** **負担割合:1割** 特別養護老人ホームに入所・利用者負担段階が第2段階の方
ユニット型個室を利用した場合
サービス利用料 約29,400円 + 食費 11,700円 + 居住費 26,400円 + 日常生活費等
15,000円

サービス利用料が一定の金額となった場合、上限額を超える金額をお返しする制度〈高額介護(予防)サービス費〉があります(詳細は40ページ)。

所得の低い方は、特定入所者介護(予防)サービス費が適用され、食費・居住費の金額が低く抑えられます(詳細は39ページ)。

利用者負担について